| | 労働保険徴収法 | 健康保険法 | 厚生年金保険法 | 国民年金法 |
|---|---|---|---|---|
| | 督促 | | | |
| 督促するとき | 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない | 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければならない<br>（繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない） | 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない<br>（繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない） | 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる |
| 督促状の指定期限 | 督促状を発する日から起算して10日以上経過した日 | 督促状を発する日から起算して10日以上経過した日<br>（繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない） | 督促状を発する日から起算して10日以上経過した日<br>（繰り上げ徴収の規定により徴収する場合はこの限りではない） | 督促状を発する日から起算して10日以上経過した日 |
| 滞納処分 | ①国税滞納処分の例によって処分 | ①国税滞納処分の例によって処分<br>②納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求 | ①国税滞納処分の例によって処分<br>②納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求 | ①国税滞納処分の例によって処分<br>②滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求 |
| 滞納処分するとき | ①督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき | ①督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき<br>②繰り上げ徴収の規定により、納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき | ①督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき<br>②繰り上げ徴収の規定により、納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき | ①督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき |
| 備考 | | ・市町村は、処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合、保険者は、徴収金の100分の4に相当する額をその市町村に交付しなければならない<br>・健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行う場合は、厚生労働大臣の認可が必要となる | ・市町村は、処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならない | ・市町村は、処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならない |
| | 延滞金 | | | |
| 延滞金を徴収するとき | 督促をしたとき | | | |
| 延滞金の額 | 労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算 | 徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算 | 保険料額に、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算 | 徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算 |
| 延滞金の割合の特例 | 延滞金の年14.6%及び年7.3%の割合は、当分の間、各年の延滞税特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては、当該延滞税特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とされる | | | |
| 延滞金を徴収する者 | 政府 | 保険者等 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣 |
| 延滞金計算時の徴収金額の端数処理 | 1,000円未満の端数切り捨て | 1,000円未満の端数切り捨て | 1,000円未満の端数切り捨て | 500円未満の端数切り捨て |
| 延滞金の端数処理 | 100円未満の端数切り捨て | 100円未満の端数切り捨て | 100円未満の端数切り捨て | 50円未満の端数切り捨て |
| 延滞金を徴収しないとき | ①労働保険料の額が1,000円未満であるとき<br>②督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納したとき<br>③納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき<br>④延滞金の額が100円未満であるとき<br>⑤労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき<br>⑥労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき | ①徴収金額が1,000円未満であるとき<br>②納期を繰り上げて徴収するとき<br>③納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によって督促をしたとき<br>④督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき<br>⑤延滞金の額が100円未満であるとき | ①保険料額が1,000円未満であるとき<br>②納期を繰り上げて徴収するとき<br>③納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によって督促したとき<br>④督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき<br>⑤延滞金の額が100円未満であるとき | ①徴収金額が500円未満であるとき<br>②滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき<br>③督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき<br>④延滞金の額が50円未満であるとき |
| | その他 | | | |
| その他 | 追徴金<br>確定保険料の認定決定が行われた場合：■追徴金の額<br>納付すべき額（1,000円未満切り捨て）×100分の10<br>■追徴金を徴収しないとき<br>①納付すべき額が1,000円未満の場合<br>②事業主が天災その他やむを得ない理由により、認定決定された確定保険料又はその不足額を納付しなければならなくなった場合<br>印紙保険料の認定決定が行われた場合：■追徴金の額<br>納付すべき額（1,000円未満切り捨て）×100分の25<br>■追徴金を徴収しないとき<br>①納付すべき額が1,000円未満の場合<br>②事業主が印紙保険料の納付を怠ったことについて正当な理由があると認められた場合<br>■所轄都道府県労働局歳入徴収官は、追徴金を徴収する場合には、通知を発する日（当日起算）から起算して30日を経過した日をその納期限と定め、納入告知書により事業主に通知しなければならない | 繰り上げ徴収<br>次の①～③に該当する場合は、納期前であっても、すべて徴収することができる。<br>①納付義務者が、次のいずれかに該当する場合<br>a.国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき<br>b.強制執行を受けるとき<br>c.破産手続開始の決定を受けたとき<br>d.企業担保権の実行手続の開始があったとき<br>e.競売の開始があったとき<br>②法人である納付義務者が解散をした場合<br>③被保険者の使用される事業所が廃止された場合 | 繰り上げ徴収<br>次の①～④に該当する場合は、納期前であっても、すべて徴収することができる。<br>①納付義務者が、次のいずれかに該当する場合<br>a.国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき<br>b.強制執行を受けるとき<br>c.破産手続開始の決定を受けたとき<br>d.企業担保権の実行手続の開始があったとき<br>e.競売の開始があったとき<br>②法人たる納付義務者が解散をした場合<br>③被保険者の使用される事業所が廃止された場合<br>④被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があった場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合 | 保険料の前納・追納<br>■保険料の前納<br>・保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、6月又は年を単位として行う。<br>・前納の額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年4分の利率による複利現価法によって割り引いた額の合計額を控除した額とされる。<br>・前納された保険料については、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなされる。<br>■保険料の追納<br>・被保険者又は被保険者であった者（老齢基礎年金の受給権者を除く）は、厚生労働大臣の承認を受け、保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前10年以内の期間に係るものに限る）の全部又は一部につき追納をすることができる。<br>ただし、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。<br>・追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされる。 |

SAMPLE